

# 令和7年度在宅医療等に係る特定行為看護師等養成支援事業費補助金について

## (趣旨)

第1条 在宅医療等に係る特定行為看護師等養成支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）、熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

## (定義)

第2条 在宅医療等に係る特定行為看護師等養成支援事業（以下「事業」という。）における特定行為看護師等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 保健師助産師看護師法第37条の2に規定する特定行為研修修了者並びに特定行為研修指導者
- (2) 公益社団法人日本看護協会が認定する認定看護師及び認定看護管理者
- (3) 一般社団法人日本精神科看護協会が認定する精神科認定看護師
- (4) 一般財団法人日本助産評価機構が認証するアドバンス助産師

## (補助対象)

第3条 事業において補助対象となる分野は、別表1に掲げるものとする。

## (補助金額の算定方法等)

第4条 補助金額は、別表2の第4欄に定める補助金額の算定方法により算出された額（その額に千円未満の端数が生じた場合には、別表2の区分ごとに、これを切り捨てる。）とする。

- 2 交付決定前に支出した経費については、原則として令和6年 月 日以降に支出した経費を補助対象とするが、やむを得ず当該年度以前に支出せざるを得ない経費で当該年度の研修に係る費用については、補助対象とする。

別表 1 (第 3 条関係)

区分	補助対象分野	認定機関
認定看護師	感染管理	公益社団法人 日本看護協会
	皮膚・排泄ケア	
	緩和ケア	
	がん化学療法看護	
	がん性疼痛看護	
	訪問看護	
	糖尿病看護	
	透析看護	
	摂食・嚥下障害看護	
	小児救急看護	
	認知症看護	
	脳卒中リハビリテーション看護	
	慢性呼吸器疾患看護	
	慢性心不全看護	
	精神科	一般社団法人 日本精神科看護協会
認定看護 管理者	サードレベル	公益社団法人 日本看護協会
特定行為 研修修了者	21区分全て (パッケージ研修も含む)	
特定行為 研修指導者	特定行為研修指導者	
アドバン ス助産師	アドバンス助産師	一般財団法人 日本助産評価機構

別表 2（第 4 条第 1 項関係）

区分	1 基準額	2 対象経費	3 補助率	4 補助金額の算定方法
① 研修受講	研修受講者 1人当たり 800千円	別表 1 に掲げる特定 行為看護師等の資格 取得等に要する入学 金、授業料（受講料）、 実習費、教材費及び 審査料 <sup>※1</sup> （病院等の 設置者が負担した経 費に限る。）	2分の1以内	(1) 第 1 欄に定める基準額 と第 2 欄に定める対象経費 の実支出額とを比較して少 ない方の額を選定する。 (2) (1)により選定された 額と総事業費から寄付金そ の他の収入額を控除した額 とを比較して少ない方の額 に第 3 欄に定める補助率を 乗じて得た額を交付額とす る。
② 代替職員 雇用	研修受講者 1人当たり 1,200 千円	代替職員 <sup>※2</sup> の賃 金、諸手当、社会保 険料（研修受講者の 研修期間に係る経 費に限る。）	2分の1以内	(1) 第 1 欄に定める基準額 と第 2 欄に定める対象経費 の実支出額とを比較して少 ない方の額を選定する。 (2) (1)により選定された 額と総事業費から寄付金そ の他の収入額を控除した額 とを比較して少ない方の額 に第 3 欄に定める補助率を 乗じて得た額を交付額とす る。

※1 審査料は、一般財団法人日本助産評価機構が認証するアドバンス助産師に限る。

※2 代替職員として新たに雇用した者が対象であり、人事異動による増員分は対象外。

認定看護管理者（サードレベル）受講者の代替職員は対象外。

別表 3（第 5 条第 2 項関係）

添 付 書 類	様 式
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経費所要額調書</li> <li>① 研修受講                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所要額算出の根拠となる書類（募集要項等）</li> <li>・ 派遣する看護職員の雇用証明書</li> </ul> </li> </ul>	別記第 1 号様式その 2

別表 4（第 9 条第 2 項関係）

添 付 書 類	様 式
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経費所要額精算書</li> <li>① 研修受講                             <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;教育機関への支払の場合&gt;                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 領収書の写し等支払を証する書類</li> </ul> </li> <li>&lt;研修受講者への助成又は貸与の場合&gt;                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修受講者の受領書の写し等支払を証する書類</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>② 代替職員雇用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 辞令の写し、任用通知書の写し等雇用を証する書類</li> <li>・ 給与明細</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: center;">等</p>	別記第 2 号様式その 2

注) 貸与の場合は、返還免除要件を設ける場合に限る。